

実習生・研修生受け入れ時のウイルス抗体価検査及びワクチン接種について

当院では実習生を迎えるにあたり、院内感染防止対策として日本環境感染学会『医療者のためのワクチンガイドライン』に基づき各感染症について予め十分な免疫を獲得した上で実習・研修にあたっていただくことをお願いしております。

つきましては、下記の通り各感染症の抗体検査及びワクチン接種について、実習生の方はご確認いただき、必要書類を実習受け入れ部署へ提出いただきますようお願い致します。

【実習受け入れの要件】

1. 院内感染防止のため要件を満たした方に当院での実習・研修等を許可します。
 - 1) B型肝炎ウイルスについて
HBs 抗体検査で免疫獲得が確認されていることを必要条件とします。免疫を獲得できない方については、必要回数のワクチン接種を完了して下さい。
 - 2) 麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎ワクチンについて
1歳以上で『2回』の予防接種を実施し、母子手帳などの接種記録で確認して下さい。接種記録が確認できない場合は、抗体検査を実施し、十分な抗体価を有すること。抗体価が基準に達していない場合は、必要回数のワクチン接種を完了して下さい。
 - 3) インフルエンザワクチンについて
11~3月に実習を行う方は、インフルエンザワクチンを実習の2週間前までに接種して下さい。接種時に医療機関より発行される『インフルエンザ予防接種証明書』のコピーを提出して下さい。
2. ワクチン接種不適当者の方は、『ワクチン接種不適当理由書』(様式4)を提出して下さい。但し、抗体検査は必ず実施し、結果を提出して下さい。
3. ワクチン供給、在庫不足などの理由で接種が困難な場合はその旨を連絡して下さい。
4. 2日以内の研修・実習で患者に直接触れない場合は基準を満たすことは不要です。
5. 実習希望者の所属する施設・学校の責任の下に、抗体価の確認、必要回数のワクチン接種を行った事実、母子手帳などの接種記録を確認し、『ワクチン接種及び感染症抗体価検査結果報告書』(様式1)を作成して下さい。実習の2週間前までに必ず提出して下さい。
* 1歳以上で『2回』の予防接種の記録（母子健康手帳の予防接種欄、予防接種実施済証など）のコピーを報告書に必ず添付して下さい。
コピー添付の無いものは、実施していないものとみなします。

6. 小児ウイルス感染症については、ワクチン接種を行い、原則として十分な抗体価獲得が条件となります。抗体価の基準値は、日本環境感染学会の「医療関係者のためのワクチンガイドライン」に準じますが、ガイドラインでは、実習生についても医療従事者と同様に高い基準値に設定されています。

基本的に抗体価が基準値を満たさない場合でも、推奨されるワクチン接種をしていれば、実習を行うことが可能ですが。しかしながら、抗体価が低く、当該の感染症に罹患している患者と濃厚接触があった場合は、実習を中止する場合があります。

7. 栄養科での実習について

上記に加え、細菌検査（赤痢菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌、腸チフス菌、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌 O157）及びノロウイルス抗原の検査を行い、『細菌検査・ノロウイルス抗原検査結果報告書』を記入し提出して下さい。（様式 2）便の検査は実習直前の 2 週間以内の検体を検査に提出してください。便の検査結果については、実習当日に持参して下さい。但し、陽性の判定が出た場合は、至急電話連絡を栄養科まで入れて下さい。また渡航歴について、『海外渡航状況』を提出して下さい。（様式 3）

【ワクチン接種について】

1. 麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎について

- 1) 予防接種記録については、母子手帳・予防接種証明書より各感染症において予防接種の実施確認が必要となります。2回のワクチン接種記録が確認できる方は、抗体検査不要です。
- 2) 予防接種の記録が1歳以上で『1回』のみの方は、1回目の接種から少なくとも4週間以上あけて2回目の予防接種を受け、それらの予防接種実施済票コピーの提出が必要となります。（図1参照）
- 3) 既罹患者等で予防接種を受けていない方、接種記録の確認ができない方は、抗体検査を実施すること。表1『C:今すぐの予防接種は不要』の欄に記載されている抗体価に達していない場合は、分類に応じた必要回数の予防接種を受けること。
- 4) 上記のいずれにも該当しない方は、少なくとも4週間以上あけて2回の予防接種を受け、その予防接種実施済票のコピーを提出して下さい。
- 5) 『ワクチン接種及び感染症抗体価検査結果報告書』（様式1）にある検査法以外の場合は『MMRV 抗体価と必要予防接種回数』（表1）に準じ対応して下さい。
- 6) ワクチン接種後の抗体獲得確認の検査は不要です。
- 7) やむを得ず、ワクチン接種歴のない抗体陰性者が実習等をしなければならない場合、少なくとも実習の前に該当する1回目のワクチン接種を済ませるようにして下さい。
- 8) これらの4疾患は生ワクチンであるため、妊娠中や免疫機能に異常がある場合などワクチン接種不適当の方は接種できませんのでご注意ください。
*『ワクチン接種不適当理由書』（様式4）を記入し提出して下さい。

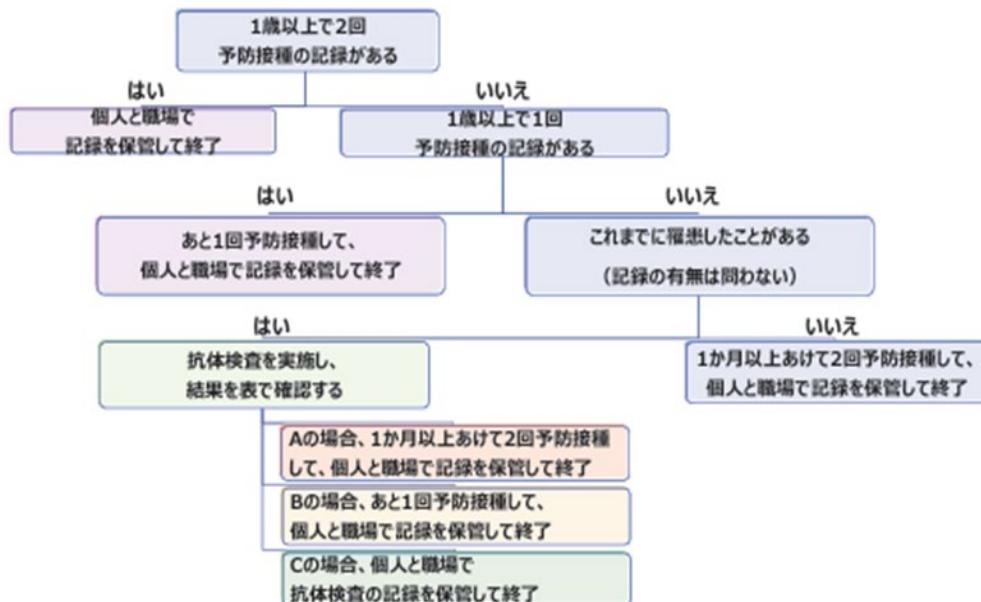


図1 医療関係者のワクチンガイドライン MMRV 対応フローチャート

日本環境感染学会 医療関係者のためのワクチンガイドライン第4版より引用

表1 MMRV 抗体値と必要予防接種回数（予防接種の記録がない場合）

	A：あと2回の予防接種が必要	B：あと1回の予防接種が必要	C：今すぐの予防接種は不要
麻疹*	EIA法 (IgG) 2.0未満 中和法 1:4未満 FIA法 (F) 抗体値 0.4AI未満	EIA法 (IgG) 2.0以上 16.0未満 中和法 1:4 FIA法 (F) 抗体値 0.4AI以上 1.5AI未満	EIA法 (IgG) 16.0以上 中和法 1:8以上 FIA法 (F) 抗体値 1.5AI以上
風疹**	HI法 1:8未満 EIA法 (IgG) (A) 2.0未満 EIA法 (IgG) (B) ΔA0.100未満 ※：陰性 LTI法 (C) 6IU/mL未満 CLEIA法 (D) 10IU/mL未満 CLEIA法 (E) 抗体値 4未満 FIA法 (F) 抗体値 1.0AI未満 FIA法 (G) 10IU/mL未満 CLIA法 (H) 10IU/mL未満 ELFA法 (I) 10IU/mL未満	HI法 1:8, 1:16 EIA法 (IgG) (A) 2.0以上 8.0未満 EIA法 (IgG) (B) 30IU/mL未満 LTI法 (C) 6以上 30IU/mL未満 CLEIA法 (D) 10以上 45IU/mL未満 CLEIA法 (E) 抗体値 4以上 14未満 FIA法 (F) 抗体値 1.0以上 3.0AI未満 FIA法 (G) 10以上 30IU/mL未満 CLIA法 (H) 10以上 25IU/mL未満 ELFA法 (I) 10以上 45IU/mL未満	HI法 1:32以上 EIA法 (IgG) (A) 8.0以上 EIA法 (IgG) (B) 30IU/mL以上 LTI法 (C) 30IU/mL以上 CLEIA法 (D) 45IU/mL以上 CLEIA法 (E) 抗体値 14以上 FIA法 (F) 抗体値 3.0AI以上 FIA法 (G) 30IU/mL以上 CLIA法 (H) 25IU/mL以上 ELFA法 (I) 45IU/mL以上
水痘*	EIA法 (IgG) 2.0未満 IAHA法 1:2未満 中和法 1:2未満 FIA法 (F) 抗体値 0.3AI未満	EIA法 (IgG) 2.0以上 4.0未満 IAHA法 1:2 中和法 1:2 FIA法 (F) 抗体値 0.3AI以上 0.5AI未満	EIA法 (IgG) 4.0以上 IAHA法 1:4以上 中和法 1:4以上 FIA法 (F) 抗体値 0.5AI以上
おたふくかぜ*	EIA法 (IgG) 2.0未満 FIA法 (F) 抗体値 0.7AI未満	EIA法 (IgG) 2.0以上 4.0未満 FIA法 (F) 抗体値 0.7AI以上 1.3AI未満	EIA法 (IgG) 4.0以上 FIA法 (F) 抗体値 1.3AI以上

日本環境感染学会 医療関係者のためのワクチンガイドライン第4版より引用

2. HBV (B型肝炎ウイルス)

- 1) CLIA・CLEIA・ECLIA 法で抗体価 10mIU/mL 以上を免疫獲得とします。
- 2) HBs 抗体検査を実施し、検査結果 HBs 抗原陰性、HBs 抗体陰性（10mIU/mL 未満）の場合は、B 型肝炎ワクチン接種（0, 1, 6 ヶ月後の 3 回シリーズ）を行って下さい。3 回接種終了後から 1 ~ 2 ヶ月後に HBs 抗体検査を行い、抗体価が 10mIU/mL 以上であれば免疫獲得と判定します。免疫獲得とならなかった場合は、もう 1 シリーズのワクチン接種を推奨します。
- 3) 免疫獲得歴のある方の抗体価低下（10mIU/mL 未満）に伴うワクチンの追加接種は必要としません。
- 4) ワクチン接種歴はあるが、抗体が上昇したかどうかが不明な場合は、抗体検査を行って下さい。10mIU/mL 未満の低値の場合は 1 回の追加接種を行い、1 ~ 2 ヶ月後に抗体価の確認を行って下さい。10mIU/mL 以上であれば免疫獲得として終了。10mIU/mL 未満であれば、あと 2 回のワクチン接種後に再度抗体価の確認（1 ~ 2 ヶ月後）を行って下さい。
- 5) やむを得ず抗体陰性者が実習等をしなければならない場合、少なくとも実習等の前に 1 回目のワクチン接種を済ませるようにして下さい。

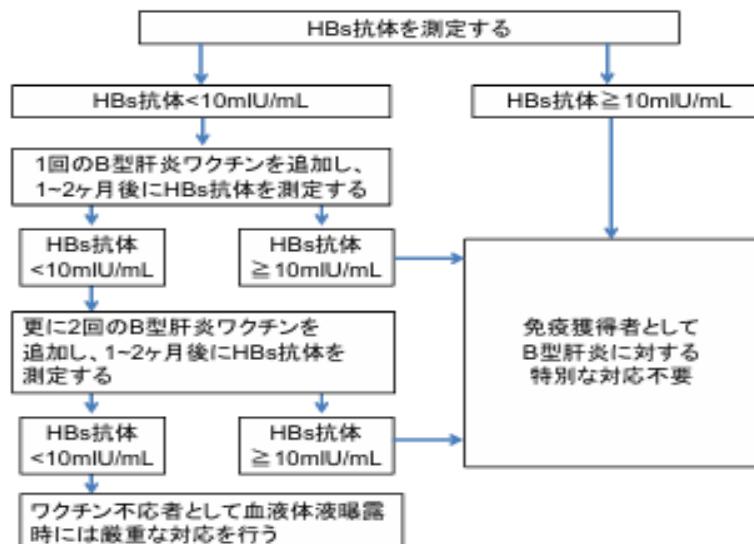


図2 1シリーズ以上のワクチン接種歴はあるが抗体の上昇が不明の場合の評価

日本環境感染学会 医療関係者のためのワクチンガイドライン第4版より引用

(2026年度 実習生より使用開始とする)

R7年8月15日 作成

R7年12月12日 更新

医療法人大医会 日進おりど病院

愛知県日進市折戸町西田面 110 番地

問い合わせ先:0561-73-7771